

野保障第676号
令和2年1月31日

市内指定特定相談支援事業所 管理者 様

野田市長 鈴木 有

一般就労に移行した後の就労移行支援事業の利用について（通知）

日頃より市福祉行政にご理解、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和元年11月5日付け障発1105第1号にて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長より別紙のとおり通知がありました。当該通知のとおり、就労移行支援事業の利用者が就職した後も継続して利用する場合は、改めて支給決定を受ける必要があります。その際は、下記の点を勘案して支給決定をすることとなるため、対象者については事前に市にご相談の上、サービス等利用計画（案）に勘案事項について付記していただくようお願いします。

なお、対象者が就労移行支援事業を利用せずに就職し、その後一般就労中に就労移行支援事業の利用を希望する場合も同様の取扱いとします。

記

勘案事項

- ・就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
- ・働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならないか。
- ・他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か。

【問合せ先】

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1
野田市保健福祉部
障がい者支援課 相談支援係
(市役所1階)
担当：伊藤
電話 04-7125-1111 (内線 2115)

(参考) 就労移行支援事業に係るその他通知抜粋

障害福祉サービスに係るQ&A (指定基準・報酬改定) V o l . 2 (平成19年12月19日)

※市注釈：厚生労働省通知のとおり、次のQ&Aは就労移行支援事業には適用されません。

問12 一般就労に移行した利用者が、当該就労を行わない日に日中活動サービスを利用することはできるか。

(答)

1. 基本的に、障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へと移行した場合、その後は日中活動サービスを利用しないことが想定されている。

2. しかし、現実としては非常勤のような形態によって一般就労する利用者もおり、このような利用者については、一般就労を行わない日又は時間に日中活動サービスを利用する必要がある場合も考えられることから、以下の条件を満たした場合には、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えないこととする。

- ①一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合
- ②当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合

3. この件については、特に日中活動サービスを受ける必要のない者もいると考えられることから、各市町村は利用者の状態によって、その必要性について精査した上で、決定しなければならない。

平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A (平成29年3月30日)

(就労系障害福祉サービスの休職期間中の利用) **※市注釈：復職を希望する場合**

問12 一般就労している障害者が休職した場合、休職期間中において就労系障害福祉サービスを利用することができるか。

(答) 一般就労している障害者が休職した場合の就労系障害福祉サービスの利用については、以下の条件をいずれも満たす場合には、就労系障害福祉サービスの支給決定を行って差し支えない。

- ①当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援(例：リワーク支援)の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- ②休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が、復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合
- ③休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

(就労移行支援の大学在学中の利用)

問13 大学在学中の卒業年度に、就労移行支援を利用することができるか。

(答) 大学(4年生大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。以下同じ。)在学中の就労移行支援の利用については、以下の条件をいずれも満たす場合に、支給決定を行って差し支えない。

①大学や地域における就労支援機関等による就職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合

②大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行支援の利用に支障がない者

③本人が就労移行支援の利用を希望し、就労移行支援の利用により効果的かつ確実に就職につなげることが可能であると市町村が判断した場合